

平成23年 8月 3日 (水)

於：農林水産省共済組合南青山会館 本館 1階 2号会議室

水産政策審議会 漁港漁場整備分科会  
第28回議事録

水産庁

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	3
(協議事項)	
①分科会長の選任について	3
②分科会長代理の指名について	4
(諮問事項)	
諮問第204号 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画 の策定について	5
(その他)	24
3. 閉 会	24

○宇賀神課長 予定の方がすべておそろいでございますので、ただいまから「第28回漁港漁場整備分科会」を始めます。

私、水産庁計画課長の宇賀神でございます。よろしく願いたします。初めに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中5名の委員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

本日は、本分科会委員の改選後初めての分科会でございますので、委員の皆様の互選により分科会長が選任されますまでの間、私が進行役を務めます。どうぞよろしく願いたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁漁港漁場整備部、橋本部長からごあいさつを申し上げます。

橋本部長、願いたします。

○橋本部長 皆様、本日は、水産政策審議会第28回漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この分科会は水産業の発展あるいは漁村の活性化などを支えます漁港や漁場などの水産基盤整備に関する施策につきまして調査、ご議論、ご審議をいただく分科会でございます。今般、新たにご就任をいただきました委員各位におかれましては、何とぞ今後ともよろしく願いたします。

ごあいさつに先立ちまして、まず、東日本大震災のお話をさせていただきますと存じます。

この度の東日本大震災におきまして、委員各位もご案内と存じますが、岩手、宮城、福島を中心とした広範囲な地区に地震及び津波による大きな被害がございました。特に漁港につきましては、3県にある漁港はほとんどすべてが、合わせて319の漁港が大きな被害を受けているという状況になっておりますし、また、漁港の周辺にございました加工場であるとか、市場であるとかといった施設も、また漁港の前にはありました養殖施設であるとか、定置網であるとか、こういったものはみんな津波により大きな被害を受けたというところで、我が国の水産業にとって未曾有の大災害ということになっております。

このように災害が水産業のすべてに、船も2万隻余りが被害を受けたということで、すべてに関わっているということから、我々水産庁でも、水産復興マスタープランというのを作成いたしました。それぞれの分野をいかにバランスよく、かつ素早く復旧・復興を図るということで、努めておりますところでございます。被災した水産の関係者の皆様が困難を乗り越えて、少しでも早く希望を持って水産業を再開できるように総力を挙げて頑張っておりますと考えております。

本日からご議論いただくと思っております漁港漁場整備の基本方針及び長期計画につ

いても少し触れさせていただきたいと思えます。

ちょうど5年前に水産基本計画を変更いたしましたでしたが、これと併せて我々の漁港漁場整備の基本方針、また長期計画を改定したところでございます。それ以来、5年間で経過をいたしました。これまで我々としたしましては、水産資源をいかに回復、増大させるのかということ、そのための水産環境を整備するといったことであるとか、漁港の衛生管理あるいは流通の高度化などに取り組むことによつていかに競争力のある地域づくりをしていくかということなどに目標を置いて頑張つてまいりましたが、今般、5年経ちましたので、これらを適切に分析評価いたしましたして、更にこれから確固たる成果を上げるにはどうしたらいいのかということを考えておりますし、また、今般の被災地の復興をそれらの中にきちつと位置付けていくことも重要だと思えます。また、新たに起こることが想定されている全国の災害にも備えをきちつとする必要があるのであるのではないかと思えます。また、漁港施設の老朽化等も大きな問題になつてまいりましたので、このような緊急的な課題についてもやる必要があると思えますし、昨今のエネルギーの問題がございますが、自然エネルギーを新たに導入することなど、いろいろな課題があるのではないかと思つております。

本日より各検討を重ねてまいりたいと思えますが、委員各位のさまざまな角度からの知見を賜つて、これらを進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上でございますが、本日もこれからスタートということでございますし、是非、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宇賀神課長 ありがとうございます。

それでは、ここで本日出席の委員の皆様につきまして、こちらからご紹介を申し上げます。五十音順に着席されていますので、その順にご紹介申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご着席のまままでお願いいたします。

まず初めに、全国漁協女性部連絡協議会会長理事の岡本委員でございます。

近畿大学農学部水産学科非常勤講師の小菅委員でございます。

日本大学理工学部教授の近藤委員でございます。

茨城県旋網漁業協同組合組合長の鈴木委員でございます。

放送大学副学長の來生委員でございます。

なお、国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長のあん・まくどなるど委員、北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の櫻庭委員は、本日はご都合によりまして欠席でございます。

続きまして、水産庁側の出席者をご紹介します。

まず初めに、先ほどあいさつを申し上げました、橋本漁港漁場整備部長でございます。

岡水産施設災害対策室長でございます。

○岡室長 岡でございます。資料では、本田防災漁村課長の出席となつてございますが、私が出席させていただきます。よろしくお願ひします。

○宇賀神課長 そのほか、水産庁の事務局といたしまして伊藤計画班長ほかが出席しております。

よろしくお願ひいたします。

では、議事に入ります前にお手元の資料の確認をお願ひいたします。

まず、本日の議事次第がございます。

次に、分科会の席次表があります。

そしてその次に、資料の一覧があります。

次に、資料1といたしまして、漁港漁場整備分科会の委員の名簿があります。

次に、クリツプ留めで全体をとっております資料2といたしまして、「漁港漁場整備基  
本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について」というのがあります。

本日の資料は以上でございます。何か不足はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入ります。

まず、協議事項1番目の分科会長の選任でございます。分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、分科会委員の互選により選出することとなっております。

いかがいたしましたでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 私の方から日本大学の近藤先生にお願ひしたいと思ひます。ご推薦申し上げます。

○宇賀神課長 ありがとうございます。

ただいま鈴木委員から近藤委員を分科会長にというご推薦がございましたが、委員の皆様方、いかがいたしましたでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀神課長 ありがとうございます。

それでは、異議がないということでございますので、近藤委員が分科会長に就任されました。

近藤委員は分科会長席にお移りくださいますようお願いいたします。

(近藤委員、会長席へ移動)

○宇賀神課長 それでは、ここからの議事進行につきましては、近藤分科会長にお願いいたしますので、ごあいさつの後、進行をよろしくお願ひ申し上げます。

○近藤分科会長 ただいま分科会長に選任いただきました日本大学の近藤でございます。

私も漁港漁場整備部とは長いお付き合いでございます。私も若いころ、ちょうど20代そこそここのころから各先輩の方々と一緒にお付き合いさせていただきました。北は北海道から南は沖縄までいろいろところを見学させていただきました。

そういうことでございますが、何分、すべての知識を持っているわけではございませんので、各委員のご専門の立場でさまざまご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、専門の部分につきましては、行政の方々の大変長年の知見がございますので、併せて一緒に今後ともこの政策を考えていければと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項の2番目に移りたいと思います。

分科会長代理の指名ということでございますが、水産政策審議会令の第5条第5項によりますと、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すると規定されておりますので、私の方から指名させていただきます。

本分科会においては、漁港漁場整備法に基づく処分に対する行政不服審査請求に関して審議することも多くなってきておりますことから、行政法の専門家でございます放送大学副学長の來生委員に分科会長代理をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤分科会長 どうもありがとうございます。

本人からも、また各委員からも異議なしという声であります。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

それでは、分科会長代理を來生委員をお願いすることといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、引き続きまして、諮問事項の審議に移りたいと思います。

なお、最初に確認しておきますが、本分科会において審議いたします事項につきましては、水産政策審議会令の第5条第6項の規定によりますと、本分科会の議決をもって水産政策審議会の議決とすることになっておりますので、この点につきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、橋本部長から諮問をお願いいたします。

○橋本部長 それでは、お手元の資料2の表紙を1枚おめくりいただきたく思います。諮問文書の写しがございますので、ごらんいただきたいと思います。

朗読をいたします。

23水港第1385号

平成23年8月3日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の  
策定について（諮問第204号）

標記について、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の2第6項において準用する同条第3項及び第6条の3第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしくお願いいたします。

（諮問文手交）

○近藤分科会長 たいま諮問がありました件につきまして、事務局からご説明を受けた  
と思います。

それでは、よろしく願いたします。

○宇賀神課長 それでは、順番に資料をご説明したいと思います。

お手元に配付している資料につきましては、前方のスライドにも映すこととしておりま  
すので、前方のスライドを使いながらご説明いたします。

（PP）

まず、漁港漁場整備長期計画でございます。

現行の計画は、平成19年～23年までの5か年計画となっております。平成19年6月8  
日に閣議決定をされました。

漁港漁場整備長期計画の中身でありますけれども、基本的な考え方といたしまして、こ  
れまでの整備状況、経済財政状況の変化と新たな水産施策の展開を踏まえて、水産基本計  
画と密接な連携の下に水産施策の着実な実施を図ることであります。

今後、5か年間に重点的に取り組むべき課題の絞り込みというところでありま  
すけれども、左側の情勢の変化というところに、5年前にこの計画を策定するときの水産情勢の変  
化について書いております。

例えば重要性のところ、水産物は栄養バランスが優れているという特徴あるいは魚は  
小売店ではなくてスーパーで取り扱う割合が上昇しているといった話、WT0等の進展があ  
る話、水産物輸出の増加の傾向があったということ。一方では、資源状況については、水  
産資源の半数以上が低位水準にあること、満限に使われていること、藻場・干潟が長期的  
に減少していることがあります。ずっと続いている生産構造の脆弱化ということで、漁業  
者の減少、高齢化、併せて船も高齢化しているということ、燃油価格が高騰する兆しがあ  
ること、水産業・漁村に対する国民の期待の高まりということで、多面的機能ということ  
が注目をされました。

こういった背景の下に、先ほどの企画部会で説明があったかと思いますが、水産基本計  
画が策定されました。これと密接な関係のものとして、漁港漁場整備長期計画も策定され  
ております。

その重点課題としては3つの分野がありまして、1つは我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上ということで、漁場整備により水産資源の保護・回復を図る。栽培漁業や資源管理との連携を図るといった漁場整備の分野が1つあります。

2つ目の真ん中の枠のところでは、国際競争力強化と力強い産地づくりの推進ということで、生産コストの縮減とか、鮮度保持・衛生管理の強化、災害に強い供給体制づくりなどで、特にここについては漁港の整備に関するもので衛生管理型の漁港とか、耐震岸壁の整備、この辺が中心的な事柄になっております。

3つ目の一番右の欄では、水産物の安定的な提供等を支える安全で安心な漁村の形成。漁村における衛生環境の改善ということで、漁村における集落排水の普及促進が1点目。2つ目は、災害を受けて、斜面にある漁業集落が被害を受けているところの写真がありまして、漁村の防災力の強化を柱にしております。

(PP)

1枚めぐっていただきまして、漁港漁場整備の長期計画は、5年間における漁港漁場整備事業の実施の目標、事業量を定めるということが法律に定められておりまして、実際に実施の目標と事業量を先ほどの3分野ごとに定めております。

まず1つは漁場整備の分野でありますけれども、これについては、まず目標としまして、1つは水産基本計画における自給率達成のために、おおむね5年後に漁場整備によって14.5万tの魚介類の増産を図るということを目指しております。この14.5万tというのは、全体の増産量の3分の1に相当して、あとの3分の2は資源管理であるとか、あるいは栽培漁業等によって達成すること、この漁場整備も一部を担うということによって、漁場整備により14.5万tの増産を図る。

その目標を支える実際の事業量としまして、魚礁や増養殖場の整備ということで7.5haの整備を行う。漁場のたい積物の除去等を約25万ha、藻場・干潟の保全を約5,000ha行う。この事業を行うことによって14.5万tの増産を図るというのを目標にしております。

真ん中の漁港の欄ですけれども、目標を2つ設けておりまして、1つは高度に衛生管理される水産物の出荷割合の向上ということで、平成16年に衛生管理された漁港から出荷された水産物の割合23%だったところを5年後には50%まで引き上げるという目標にしております。

下の2つ目ですけれども、陸揚げ岸壁が耐震化されている割合。これを平成16年では9%であったところを40%まで上げるといった目標にしております。

この目標を達成するための事業量としましては、主要な産地市場を有する水産物流通拠点地区の整備としておおむね150地区、中核的に生産活動が行われる地区の整備としておおむね485地区の整備を行うという事業量を設定しております。

3つ目に漁村の分野ですけれども、まず1つは、漁業集落排水施設という漁村の下水道の整備普及割合ですが、平成16年に35%であったところを23年末で60%まで上げるという目標にしております。

2つ目は水産基盤整備により防災機能の強化が講じられる漁村の人口比率です。これは漁村の中に避難路あるいは避難地、避難場所、そういうものが整備された漁村の割合です。これが平成16年度21%であったところを計画の終了年次に30%まで引き上げる、そういう目標にしております。このための事業量としまして、おおむね280地区で避難地・避難路等の防災関連施設あるいは集落排水施設の整備を行うことにしています。

(PP)

そこで、そもそものお話になるんですけれども、今回、先ほど諮問をいたしました漁港漁場整備基本方針と漁港漁場整備長期計画が法律でどのように規定されているかというのをまとめたものです。少しわかりにくいかもしれませんが、法律としては、漁港漁場整備法です。その中で漁港漁場整備基本方針につきましては、第6条の2に規定があります。

まず、第1項であります。農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めなければならないということで、農林水産大臣が基本方針を定めることになっております。

第2項では、その基本方針の内容が規定されておりまして、1番目が事業の推進に関する基本的な方向。

2番目としまして、事業の効率的な実施に関する事項。

3番目としまして、事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項。

4番目として、事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項。

その他としまして、5番目として事業の推進に関する重要事項という内容を定めることになっております。

第3項のところは本審議会との関係になってきますけれども、農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。変更のときも同様ということでありまして、今回、この内容の一部を変更しようということを考えておりますので、諮問したということでございます。

2番目に漁港漁場整備長期計画に関する法律の規定であります。法第6条の3に規定されております。

これについては、農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、この政令で定めるところによりというのは下に政令がございまして、長期計画は5年を1期として定めることが政令で定められておりますが、先ほどの漁港漁場整備基本方針に即して、事業に関する長期の計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないということで、漁港漁場整備長期計画は、政府全体の決定としての閣議の決定を求めなければならないとなっております。

第2項については、この計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る事業の実施の目標及び事業量を定めるものとされております。

そのほか、第3項では加工、流通といったところにも配慮して定めることとされていま

す。

第4項のところでは、農林水産大臣は、長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かなければならないとありまして、今回、この規定に基づき諮問をしているところでございます。

以上が法律の関係の規定でございます。

(PP)

次は、一番最初に説明しましたように、長期計画においては事業の実施の目標と事業量を定めたわけですが、この計画は、平成19年から始まりました。19年、20年、21年と来まして、本年度23年度は最終の5年度目に入ったわけですが、これまでの実績をこのグラフで示しております。

まず、漁場整備の関係でございます。水産物の新たな提供14.5万tのところですが、事業量を魚礁や増養殖場の整備7.5万haというのを目標にして事業を進めてまいりました。魚礁や増養殖場はハードもので、費用もかかるということもあり、予算も少し厳しいこともあって、点線の目標よりは少し下回る傾向にあります。

2つ目の事業量として、漁場の効用回復のための堆積物の除去については、点線の目標を上回る形で実施されております。堆積物の除去、漁場のごみの除去等は予定よりも上回って実施されております。

3番目として、薬場・干潟の保全については5年間で5,000haということで目標を立てておりますが、これにつきましても青い点線を上回る実績を示しております。

ということ、この3つを見ますと、目標を下回るものと上回るものがありまして、そういうこともありまして、この14.5万tの増産目標については、19年、20年、21年と3年が過ぎましたが、大体、目標ぐらいになっているという実績であります。

(PP)

次のスライドに参ります。

次が、2番目の漁港の関係の目標と実績の状況でございます。

まず、上の方のグラフは、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合です。この高度な衛生管理対策というのはどのようなものかというのは、清浄海水が導入されている、あるいは鳥獣等の進入防止施設がある、閉鎖型の荷さばき所になっている、定期的な水質検査あるいは漁港利用者の意識啓発等がなされている。こういったことができているところを高度な衛生管理がなされているとしておりますが、その割合は徐々に増加しております。ほぼ目標に沿ってきておりますが、22年度は若干目標を下回っている部分もあります。

一方、②の陸揚岸壁が耐震化された漁港の割合につきましては、予想を上回る実績という事になっております。

岸壁の整備ですので、ずっと事業をしてきて、5か年近くになってくると急に整備ができるということ、こういった予測のグラフになっておりますけれども、大体、実績がで

きそうな状況になっております。

事業量としましては、実施箇所数ですけれども、主要な産地市場を有する水産物流通拠点地区の整備、150地区を整備する予定であったところ、129地区整備しております。

下の方、中核的に生産活動が行われる地区の整備は、485地区を目標にしておりますが、406地区ということで、両方とも大体、85%程度の実施ということです。

(PP)

3番目の漁村に関するところですが、まずは漁村の集落排水の関係ですが、60%を目標にしておりますが、若干、線を下回るような感じもありますが、ほぼ目標の線に沿って推移しております。

また、その下の防災対策の強化が講じられる漁村の割合ということについても、ほぼ線に沿っているかなと思います。

以上が目標とその後の実績になっております。公共事業の予算はここ1、2年、特に予算が減っておりますので、少し線を下回る部分もありますが、全体的に言うと、まずまず予想に沿ってきているという感じになっております。

以上が漁港漁場整備長期計画の策定の概要とその後の実績の状況であります。

次に資料2-2に参ります。

「水産業をめぐる情勢」ですが、先ほどの企画部会のところでご説明があったかと思っておりますので、これについては、ここでの説明は省略したいと思っております。

そこで、次に資料2-3「次期漁港漁場整備長期計画の検討の視点」という資料があります。

(PP)

1枚開いていただきますと、次期漁港漁場整備長期計画の検討の視点ということになります。

まず、漁港漁場整備法に基づきまして、現在の計画は、平成14年にまず1回目の漁港漁場整備長期計画というのが策定されました。それまでは、漁港と沿岸漁場整備は別々の長期計画でありましたけれども、法律の改正があつて一緒になりましたので、平成14年から漁港と漁場が一緒になった長期計画がスタートしております。そして、その後5か年を過ぎまして、平成19年6月に第二次の漁港漁場整備長期計画がスタートし、現在に至っているという状況であります。

一方、先ほど説明があったかと思いますが、次期の水産基本計画の方では、東日本大震災からの復興であるとか、あるいは所得補償とも関連した新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化、加工・流通の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現、地域資源の多面的な活用と調和した活力ある漁村地域の整備、こういうことが次の水産基本計画の検討内容となっております。

一方、今回の大震災を踏まえまして復興構想会議では復興への提言がなされました。また、この提言を受けて、政府として復興の基本方針を定めております。また、水産庁とし

ては、水産復興のマスタープランを6月末にまとめております。また、農林水産省全体として、食と農林漁業の再生実現会議の検討がなされており、こういったことを背景といたしまして、今回の漁港漁場整備長期計画の改定があると思っております。

その主な検討の視点としては、まずは被災地域の漁港・漁場の復旧・復興対策。2番目としまして、漁港・漁場の耐震・耐津波強化、長寿命化。全国にも共通しますけれども、耐震とか耐津波強化が2つ目の話題です。漁村の防災・減災対策の強化。漁港漁場とも一つ、漁村の防災対策の問題。新しい話題としまして、漁港・漁村のエコ化の推進。こういったところが主な検討の視点です。更に、従前から検討の中心となっており、漁港の衛生管理対策あるいは水産環境整備、漁場整備についても検討いたしまして、今後、検討を進め、次期の長期計画を来年の3月をめどに閣議決定したいということで進めたいと思っております。

以上です。

(PP)

そこで幾つかの話題につきまして、順次、ご紹介を申し上げたいと思います。

まず、東日本大震災からの復興ということで、まずは、地震・津波の概要であります。3月11日の14時46分、三陸沖牡鹿半島の東南東130kmを震源地といたしまして、深さ24km、地震の規模がマグニチュード9.0、宮城県北部で震度7、震度6強、震度6弱と広範囲な被害を受けておりまして、そのときの津波の高さとして、宮古の検潮所の記録として8.5m、8m、相馬で7.3m、そういった津波が起こっております。

(PP)

それによって被災を受けた地域の復旧・復興についての資料であります。

水産関係の被害額は、今のところ総額で1兆2,000億円と言われております。このうち漁港とか、漁港の海岸の被害が8,000億を超えるという状況になっております。

そして、その被害をもう少し詳しく説明したものがこの表でありまして、漁船につきましては2万1,519隻ということで、大きな漁船については、操業中であるとかあるいは沖に逃げたりして、割に助かっている船がありますが、小型漁船については9割以上が被災を受けたということで、2万1,500隻、1,600億の被害を受けております。

漁港施設については、319の漁港について、8,151億の被害ということです。

養殖については、東北、関東に限らず、太平洋側は一体に非常に被害を受けておりまして、養殖施設そのものと、その施設の中の養殖物と合わせて1,300億程度の被害を受けている。漁港にあります冷蔵庫、荷さばき所、その他共同利用施設が1,217億という被害が出ております。

次に、漁港関係の被害がその下にあります。

7道県につきまして、730漁港のうち319の漁港で被害を受けています。特に、岩手、宮城、福島についてはほとんど全部の漁港が被害を受けております。岩手で3港ばかり出ていないところがありますが、ここについてはほとんど施設がないところであり、3県につ

いては甚大な被害となっております。今後の検討課題として考えられるところでは、例えば被災地の漁港・漁場の計画的な復旧・復興については、早期の漁業再開、今後の漁港の防災対策の在り方、その中で水産物の衛生管理対策をどうするか、背後の水産関係、冷蔵庫、製氷機その他との一体的な復興が求められております。

施設の耐震・耐津波強化、長寿命化では、被災メカニズムの解明であるとか、あるいは施設の耐震、耐津波強化対策が考えられます。よく、粘り強い施設にするにはどうしたらいいかというのが話題になっております。それと、施設の長寿命化、性能設計等新たな設計手法の導入があります。

被災地以外での全国的な意味での防災・減災対策として、設計基準の見直しであるとか、あるいは災害に強い漁業地域づくりガイドライン、減災計画策定マニュアルの見直しといったところが課題になっております。

(PP)

次に、漁村の防災・減災対策の強化というところであります。

この写真のような典型的な漁村でありますけれども、今回の津波によりまして、家屋が流出したり、大きな被害を受けました。そこで、これについて今後の検討課題としましては、まず一つは、集落復興の在り方としまして、高台への移転、地盤の嵩上げ、アイデアとして住居の高層化であるとか、あるいは防潮堤、道路等による多重防護というのをどうするかということが言われております。また、防災・減災対策として、想定を超えた地震・津波に応じた避難計画とか、情報伝達体制の構築、避難場所の確保、災害に強い漁業地域づくりガイドライン、減災計画策定マニュアルの見直し、普及といったところがあります。

生活環境の改善として、漁業集落排水、集落道等の整備があります。

6次産業化による漁村の再生として、地域資源の再発掘、他地域との連携があります。

こういったところが漁村の課題ということではないかと思えます。

(PP)

次は、防災ということを離れまして、漁港関係の基本的な課題でありますけれども、1つは、漁港の衛生管理対策があります。

グラフの上の方を見ていただきますと、これが農林水産省の意向調査であります。消費者が水産物を購入する際に重視することは何かと申しますと、一番多いのが鮮度を重視することです。2番目としまして、安全・安心な食べ物であること。3番目として価格が安いことで、こういった安全・安心、鮮度といったところが1、2位となっております。

下のグラフですけれども、そういう安全・安心、鮮度を支えるものの1つに漁港の荷さばき所がありますが、これについてはかなり老朽化が進んでいる状況にあります。建設後30年以上経っている荷さばき所が43%、20年以上30年未満は27%です。ですから、この2つを合わせますと7割になるということで、7割の荷さばき所が20年以上経過していると

いう状況がありますので、これらを建て替えるときには、衛生管理型のものにする必要があるという課題があります。そして、今はなかなか難しい状況かもしれませんが、将来的には、輸出にも耐えられる食品衛生基準がありますが、こういったこともクリアできる荷さばき所にしていく必要があるのではないかと考えてあります。

もう一つの漁港施設の課題としましては、老朽化ということがあります。

右側のグラフですけれども、これまで青いラインに沿って投資がなされてきました。平成8年ごろがピークだったと思いますが、これまでに10兆円以上の漁港施設の投資がなされ、たくさん施設の蓄積しておりますが、一方では老朽化が進んでいる。この老朽化を放置して、壊れたら直すというやり方をしますと、上の茶色のラインのコストがかかってくる。それよりも今後はあらかじめ計画的に施設の一部を直していくということによって寿命を延ばすという長寿命化対策をとっていきますと、赤いラインの補修経費で済む。イメージ図ですけれども、そういうことで、今後、非常に多くなっていく補修の費用を、計画的に進めることによって全体の費用を圧縮していくという努力が必要であるということでもあります。

この分野についての今後の5か年間の検討課題としまして、まず、市場の衛生管理対策関係では、市場の集約の推進、衛生管理対策の構築と継続、水産業従事者の意識の改革、衛生管理対策による付加価値の向上。魚価が安く衛生管理の努力をしても魚価がなかなか上がらないということが、対策が余り進まない要因の1つにもなっていますので、いかに付加価値を向上させて、衛生管理の努力を実績に結び付くようにすることも大事ではないかと思えます。

2つ目としまして、施設の長寿命化です。ストックマネジメントと呼んでおりますが、計画的な補修を進めることによって全体としての補修費用を低くしていくというものです。民間事業者への貸付、未利用・低利用の用地の活性化のための直販施設、その他、施設を民間に貸し付けるとか、土地の有効利用を図るとか、こういった件数がまだまだ少ない状況にありますので、今後もそれを増やしていく必要があるということです。

(PP)

次に、水産資源の生産力の向上。これは水産環境整備の推進ということで、漁場整備のことを言っております。

まず、このグラフは水産資源の状況を独法の研究所で調べましたところ、約4割は低位にあるということなので、高位と低位を比べますと、圧倒的に低位が多いということなので、資源が低位の状況にあるというのが1点です。

2つ目、新たな資源管理体制のイメージですけれども、これまで法律による規制とか、公的な規制、資源管理計画による資源の管理、漁業者の自主的な資源管理ということで行われてきましたが、今年から所得補償制度と一体となって漁業者自らがその資源管理を行うということ、資源管理計画というのが漁業者によって作成されることになっております。こういった資源管理体制が新しい仕組みで発足したということがあります。

そこで、この漁場整備といいますが、水産環境整備のところでは、この5か年間の課題としましては、生態系全体の生産力の底上げ、水産生物の動態、生活史を踏まえた整備ということで、水産生物はある時期、藻場にいたり、次に沖に出て魚礁のところにいるというところで一生を送りますが、それらをばらばらに整備するのではなくて、全体としてプランをつくらせて整備していくという意味で、マスタープランを作成して漁場整備を進めていきたいということがあります。

フロントニアア漁場整備は、水産庁が直轄で漁場整備を全国2か所で行っております。(PP)

次に、漁港・漁村のエコ化の推進です。

まだまだ始まったばかりと言っていると思いますけれども、やはり今回の震災による影響、その他もあり、このエコ化というものが重要な要素になってきているのではないかと思います。

新たな話題としましては、現在、再生可能エネルギー発電の全量買取制度が国会で審議中でございますので、こういったものが成立しますとかなり進んでいくのではないかと思います。

イメージとしましては、下に小さな図がありますが、漁港の荷さばき所であるとか、漁港の冷蔵庫とか、そういったものの屋上にこういう太陽光の発電パネルを設置したり、あるいは風力発電施設を設置して、この電力を使って漁港のいろいろな冷蔵庫、製氷機、そういったところに電力を供給したり、あるいは電動漁船を導入して電気を供給したりということ、全体としてCO<sub>2</sub>の排出を低減していくエコ化ができないだろうかという構想があります。

長崎県の豆敷漁港という、対馬の最南端の漁港で実証が今年から始まったところでありますけれども、こういった電気推進船を実際に動かしてみたい、実験してみたいという試みを始めております。

今後5か年間の検討課題といたしましては、漁港におけるエネルギーコストの削減、二酸化炭素の排出量の削減を具体的な手法を検討して進めていくというものであります。

以上が新たな話題と思われるところをスライドで説明申し上げます。

次は、お手元の資料で説明します。

資料2-4が「現行の漁港漁場整備長期計画」で、開いていただきますと、第1として漁港漁場整備事業についての基本的考え方がです。

先ほどスライドで説明しましたが、この漁港漁場整備長期計画というのは、実施の目標と事業量を定めておりますので、例えば2ページの第2のところでは実施の目標及び事業量があります。

1番目として、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上。つまり、漁場整備の分野ですけれども、ここでの実施の目標としては、3ページの上のところでは文章の記述があり、目指す主な成果としまして、14.5万tの水産物という記述があります。

(3) で事業量として、7.5万haとか、25万haとか、5,000haの整備を行うということにしてあります。

3ページの下どころが漁港の関係の国際競争力の強化と力強い産地づくりの推進というところで、以下、4ページの一番下のところから漁村が始まりますが、漁場、漁港、漁村、各分野ごとにそれぞれ主な目指す成果と目標、事業量を文章で定めています。これが最終的には漁港漁場整備長期計画として閣議決定されるということであります。

次に、資料2-5をごらんいただきます。

「現行漁港漁場整備基本方針」という資料であります。

漁港漁場整備基本方針というのは大臣が定めるもので、今後10年ぐらいを見通して、漁港漁場整備事業をどのように進めるのか、その基本的な方針を定めたものというところでありまして、この基本方針に沿って長期計画も定められますし、また各地区ごとの漁港漁場整備事業の計画があります。それについてもこの基本方針に沿って定められていきます。

資料の1ページに序文があります。

2ページの上は、I「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」で、漁場に関すること。

3ページには漁港に関すること。

4ページには漁村に関することがあります。

5ページに行きますと、一番上のところに、II「漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項」があります。

6ページに行きますと、効率性、技術の開発があります。

7ページに行きますと、国民に開かれた事業制度があります。

8ページに行きますと、Ⅲ「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」の記述があります。それが8ページ、9ページとなってまいります。

例えば9ページの上から2段目のところに「漁港漁場施設の構造に関する事項」がありますけれども、今回の津波の震災を踏まえて、よく言われているのは、防波堤を津波が越流しても、全部が壊れないような粘り強い防波堤にすべきだという議論がありますが、例えばそういったことを今回の震災等を踏まえて書き加えていくということが考えられます。そういったことが検討課題と思っております。

11ページになりますと、事業の推進に配慮すべき環境との調和です。

飛びまして、13ページになりますと、事業の推進に関する重要事項です。

以上、資料2-5について説明をいたしました。今後10年間を見通して漁港漁場整備をどのように進めるのかですが、前回の検討から5年間が経過いたしましたので、必要な事項については改定していききたいということで、それに当たっては、この審議会の委員の皆様にあるいろいろな意見をお聞きして、変更していくとさせていただきます。

資料2-6、1枚紙の「検討スケジュール(案)について」という資料があります。

このスケジュールについてご説明いたします。

まず、最初、8月上旬、本日8月3日でありますけれども、水産政策審議会におきまして、次期長期計画についての諮問、現状と課題や今後の施策の方向について自由にご意見をいただくというところでございます。

2回目、次は11月上旬を想定しておりまして、ここでは長期計画の構成案について検討をしていただき、重点課題について検討をしていただきます。

3回目は来年の2月上旬、次期長期計画骨子のとりまとめです。

2月下旬に次期長期計画本体の検討を行います。

3月上旬に次期長期計画についての答申、そして、3月下旬の閣議決定を予定しております。これは水産基本計画とほぼ同時の決定を予定しております。

以上、漁港漁場整備長期計画の概要、これまでの進捗状況、また次期長期計画に向けての主な検討課題、長期計画の本体、基本方針の本体、スケジュールについてご説明を申し上げます。

本日は、1回目でございますので、委員の皆様それぞれのお立場からいろいろなご意見をいただければありがたいと思っております。いただいた意見につきましては、今後の長期計画の検討の中でさまざまな形で反映してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○近藤分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま宇賀神課長からご説明がありました資料につきまして、次期長期計画あるいは現状の課題や今後の施策の方向性等についてご意見を賜りたいと思います。切り口はどういう形でも結構でございます。ご自分の生活の中あるいは日本全国の漁港漁場を俯瞰した立場で見た場合、何かご意見がございましたら、ご意見を賜りたいと思います。大変申し訳ございませんが、岡本委員から何かご意見を賜りたいと思います。感想でも結構です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員 私の方からは初めてなのでちょっと。

お願いですが、今、震災のところ、港が建設される計画をされていいると思っております。そのことに全力を尽くして頑張っていることに感謝申し上げますが、その港をつくるときに、是非とも現場の方たちの声を聞いていただきたい。これを本当にお願いしたいと思います。

と言いますのは、私たちの方でも港をつくらせてくれます。せっかくいい港をつくらせてもらったんですけれども、その地理的などころがあつて、港に船が着くたびに少しの波でも危険なところがあるんです。荷揚げに私たちは本当に危険を感じているものですから、今、3県の震災された港には是非、現場の声を聞いていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○近藤分科会長 具体的には何か、漁港の中ではなくて、漁港から少し外れているところ

なんですか。

○岡本委員 いえ、漁港をきれいにやっていると思っているんですが、申し訳ないんですけれども、机の上の計算と現場の港では少し違いがあるのかなと私なりに感じておりますので、そのこともやはり現場の声が大切ではないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

申し訳ありません。机の上での計算と言ってしまったかもしれません。

○近藤分科会長 また個別にご指導いただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、引き続きまして、小菅委員、いかがでしょうか。

○小菅委員 幾つかわからないのでお教えいただきたいと思うんですが、1点目は、どうしても震災のことが目に映るわけですから、その方に考えが移るわけですが、先ほど陸揚げ岸壁の耐震化ということを言われていました。19年から23年の計画であったと思いますが、その部分でこういう震災を経験した中で、耐震化に対して強度とか、見直しをしなければいけないのではないかと。そのときに進捗、計画の見直しというのが1つ必要になってくるのではないかなということが1つ。

もう一つ、これは午前の会議の中にもありましたけれども、全国に2千9百幾つかの漁港がある。私も少数の漁港しか見ていませんけれども、非常に小さいところがあるし、小さい港でありながら、ある程度の施設、機能がそろっている。それはその組合のためであり、市町村のためでもあると思うんですが、現実、現地を見ますと、漁協合併とというのも促進は図られているんですが、どうも個々の組合で独立してやるうとしているから、そこに無理が生じて経営が成り立たない。魚価、漁獲量が落ちている。魚が集まらないから仲買人も集まらない。それに伴ってまた価格も安いということが現実に起こっていると思います。だから、朝の話にもありましたが、拠点整備といいますが、ある程度まとまったグループ、隣接の漁協なりを1つの集団という形にして、機能をうまく使いつけて、全体が潤う漁村、漁業、魚価、そういうものにしていったらいいかなと思います。

もう一つ、環境との調和ということですが、具体的に私も認識というか、想像しにくいところがあるんですけれども、今、確かに海の環境というのは科学的に見れば、窒素やリンというのは減ってきております。見た目は非常にきれいになっていくんですが、どうもそれは生物環境としては余り好ましくないのではないかなと思います。資源管理も業者の人は頑張っていますけれども、それ以前に、青つ海の環境そのものが生物環境としてもう一つうまくいっていないのではないかなということも思いますし、環境の調和というものでは、そういうのも少し入れていただいたらいいかなと思います。

以上です。

○近藤分科会長 大変重要な視点をご指摘いただきました。

最初の漁港の、これは仲買人の交流と言うんですか、あるいは拠点整備をするときに、

実際に魚を購入してくれる方々がネットワークされたところではいろいろ出ていただけると魚を買ってくれるところ非常に重要だと思うんです。その辺をもう一度、見直さないといけないのかなと思います。

まさに今ご指摘いただいたように、神奈川県漁港では、小田原漁港にはたくさんの仲買人が来ているんです。つまり、背後地に箱根という温泉地があるので、たくさんいろいろな種類を買っていただけなんですけれども、一方では、三崎漁港という、ワグロで有名なんですけれども、ここでは魚は結構揚がるんですが、実際に仲買人がいないために魚を買ってくれない。値決めをするために、焼津とかいろいろなところからワグロは揚がって、三崎を通過していくんです。ところが実際に仲買人がいないために機能していないという問題がありますので、これがうまくこの漁業整備の中でネットワーク化することというのは非常に重要だと思いますので、是非、今後、ご検討していただければと思います。

ありがとうございます。

鈴木委員、いかがでございますか。

○鈴木委員 漁港漁場ということになるとハード面を見がちですけれども、これからやはり漁港漁場を整備するのにも広くいろいろなことを考えなければならぬのではないかなと思います。社会が少子高齢化、そのほかにもいろいろありますが、少子高齢化の問題をとつてみると非常に進んでおりまして、今度も私の町なども津波の被害を受けたんですが、三陸の方の話を聞いてみると、独居老人あるいは御夫婦だけの高齢者の世帯では、お金があっても家はつくらないのではないかと。私の町なども20%から15%ぐらいかな、いろいろなことを聞いてみると。80%、90%は家をつくらないで空き地がいっぱいできてしまうというようなことであります。よく一極集中ということで東京のことが言われますが、地方はそういう状態になっておりまして、漁船数も相当数、この10年、20年で減っておりまして、就労人口も先ほどの数字でも上げられましたが、大体、5年間で10%以上就労人口が減っております。そういうところから見ると、ただ単にハードな漁港をつくるだけでいいのかという、何かそういうことの情勢を考えなければならぬのではないかなと思います。

今、分科会長が言われたことと言いますと、小さい漁港、漁村では、水揚げの市場がありません。もう既にその組合そのものも解散してしまつたところもあります。

買人がいないと言われましたが、遠くから専属で1人ぐらいの買人がその港をまとめて買い上げているというところもいっぱいあります。

ですから、いろいろな面を考えなければいけないのですが、例えばこれはどのようなこと、これは5年計画で日本全体の漁港、漁村の問題だとは思いますが、とりあえず今、問題になるのは被災した三陸中心の漁港になると思うんですが、確かに地元の要望を聞くことは、先ほど岡本委員さんが言われたように大事なことでありまして、ということ、そこにずっと住んでいた人は漁港のこういうことが大事だということ、肌身に染みて先祖代々持っていますから、その意見を聞くということのは勿論一番大事なことだとは

思うのです。

ただ、こういうときには前にあつた漁港に戻してほしいという要望がすぐ出ると思うんです。そうした場合に、8,000億の漁港被害だと先ほど言っていましたけれども、8,000億のお金ができるのかどうか。あるいは何年かかつて修築するのかわかというのを考えると、そのうちに全部が疲弊していつてしまふのではないか。漁業全体が疲弊していつてしまふのではないかとということが考えられます。

例えば我々が大きいというと、東日本では銚子、石巻、気仙沼、八戸、大船渡と言うんですけれども、そこらは勿論、外国でとつた魚も揚げるような港ですから、即刻直さなければならぬと思うんですが、先ほどの319の漁港を全部直すということになると、地元の人には自分の家から目の前の漁港ですから直してほしいという要望は全部の港から出てくると思います。特に、自分の土地ではありませんから、この漁港というのは、みんなで使用をやつてですから、逆に言うと、自分に責任はないわけですね。農業だったら自分の農地を守らなければならぬから、会社でも個人でもいいですけれども、自分で守らなければならぬけれども、漁港の場合は、個人が漁港負担金とか何かはあるにしても、自分のものではないから、要望はすぐ出てくると思います。しかし、その辺はお話し合わなければならぬと思うんです。

午前中に出した話と今の分科会長などの話を聞くと、小名浜は原発でやられています、例えば銚子から石巻まで、今の時点では、石巻も先ほど須能社長が1tか2tしか揚がらないと言っていました、その間の小さい漁村、漁港は、もし自分の港は少し犠牲にしても、中核になる港が、大きい漁港の中間になる港があれば、そこへ集約して揚げる、目の前で揚げるより難しくなりやすから、陸上を運搬するとか、いろいろな方法ができてくると思うんですが、自分の港ができなくても、そういう港がより近いところであれば助かると思うんです。しかしながら、全部が疲弊してしまつた場合に、近くの港でもさばけない状態が起こってきた場合には、これはやはり全体が疲弊していつてしまふのではないかと、お金をどう配分していくかわかりませんが、石巻、気仙沼とかは勿論ですけれども、その間も湾内に10なら10、目の見えるようなところに漁港が10あるとすると、話し合いまして、どこが一番適切かということを中心に復興させていかなければならないのではないか。

これは被災したからそういう話が出てきますけれども、これはそうではなくて、漁港全体を見ましたときに、もうそういう時代だったのではないかと。災害がなくとも、九州でも、四国でも、日本海でも既にそういう時代だったのでないかなという気がします。ですから、最大級の港は、全国5番目に入るとか何とかという港は、勿論それは問題ないでしょうけれども、そのほかの3百幾つある漁港をどうしていくかというのは、全部に少しずつお金をかけて、何十年もかかっているうちに漁業がおしまひになつてしまふから、その辺は地元の方と大きな意味で相談して、10の漁港のうち、まずこの1つを完全にしよう、あとは大変でも船だまりにするのかどうか知りませんが、そういうようにし

ていくのではないかな。社会情勢からしてもそんなふう感じておりました。

○近藤分科会長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

まさに21世紀の漁業生産基盤の在り方をどうするんだというご指摘ではないかと思えます。そういう位置付けが今までなくて、第1種漁港から始まって、特定第3種という分け方で漁獲量と船舶数で色分けされて、そこに投資がなされてきた。第3種だけが今後、国の中心的な整備方向になってきていますけれども、もう一つやはり、第1種、第2種漁港についても国の方から指針を出していただいて、今後どうあるべきかという、その辺をうたうべきかなと思いますので、やはり集中と、あとは維持管理、あるいは維持管理できなくて、一応、残しておくけれども、自然に朽ちるところもある意味では必要になるかなと思いますので、その辺をどうめりはりをつけるかというのがまさに21世紀の漁港の今後の在り方かなという感じがいたします。

まさにある意味では、漁港のリジエネレーションというのですか、次の世代は漁港整備あるいは漁場整備がどうかというところが大きな課題だと思います。

ご指摘ありがとうございます。

宿題がたくさん出てきていると思いますけれども、私の方からもよろしいですか。

そのほかに新しい、今、6次産業化しようという話があつたんですけれども、その中には非入れていただきたいのが、今までとは違う漁港の社会的位置の向上という観点も入れてほしいなと思っています。

それはどういうことかという点、例えば大都市周辺にもたくさん漁港があります。東京湾、伊勢湾、大阪湾、ほかにもいろいろな湾がありますけれども、こういうところで重要なのは、実は防災なんです。

阪神・淡路大震災のときも実際、最初の初期活動、震災が起きて、発災が起きてから最初の1週間の時期にだれが活動したかといったら、漁民なんですね。大阪湾の場合は漁業組合の方が非常に熱心に大量の物資を運んで行った。それが表に全然出てきていないんです。それと、東京湾でももし何かあつたら、地先、属性の高い漁民、漁港がすぐ船を出せるといったら、漁港しかないんです。そういう意味で、地域防災計画の中に漁港の活用とか、そういうものを是非うたってほしいなと。

たまたま今回、津波が大ききな被害をもたらしましたけれども、実は、震災、津波がなければ、交通のネットワークがたがたになつたり、生活のライフラインが切れたりなどする、そういうときにすぐ船が出るといふのは非常に大きなメリットがあります。ただ、そのときに普通の貿易港、港湾が使えないんです。というのは、天端が高く、漁船が着いても上がるのに大変だと。天端が5mとか、そういうところに漁船で上がるためには別にはしごが必要になる。

でも、小型船舶が泊まれるといつたらやはり漁港ですので、地域防災計画の中に漁港とていうのを位置付けていただいて、漁港に生産拠点、生活基盤の拠点だけでなく、地域全体の安心・安全を担保する漁港という位置付けを改めて水産庁から社会的に宣伝してほ

しいなど。そういうところから漁港の新しい視点が出てきて、もつと維持管理するにも予算としては必要だねと、議員の先生からも納得して予算を増やしていただけた状況をつくらどうかなど。そういう意味では、強圧産業というのかな、攻める産業じゃないといけないんですね。今、状态的には受け身の産業になって、衰退するかもしれないという心配の種になっていきますので、是非前向きに打って出るような、そういう意味で漁港をもう一度見直す。そうすると生きる港がたくさん出てくると思います。そういうことで、是非考えていただきたい。

もう一つは、漁港の見方として、昔から言われているPPP（パブリックプライベートパートナーシップ）、民間がどういう形で漁港の活用に入ってこられるのか。これは漁業権がどうこうという話ではなくて、土地利用ですべて元気に生きている漁港があるわけではないので、遊休地もそれなりにあるかなと思いますので、遊休地の高度活用となってくると、PPPをどうやるのか。水産庁でも当然考えていると思いますので、この辺をもっと、すべての課題についても、この中で民間と一緒にできるところは何か。勿論、逆に民間が入ってきてもらっては困るということもあるわけです。そこを色分けしながらやっていくのもある。

先ほどのエコロジカルな漁船、漁港の活用という話の中でも、当然、風車をつくるにしても、太陽光の発電をするにしても、民間の企業、インセンティブとして電力買取という制度ができれば一番いいわけですね、担保になると思いますが、いずれにしろそういうものが今後必要かなと思います。是非、今後の5か年計画の中にそういうものも盛り込めるような形で考えていただければと思います。

取り留めもなく私も話しましたけれども、今、委員の皆様から出てきている考え方について計画課長の方からでも何かご発言いただければと思います。

○宇賀神課長 それでは、委員の先生方から大変貴重なお話をいただきまして、関連する水産庁の施策についてご説明申し上げます。

まず、現場の人の声をよく聞いて漁港の整備をすべきだという岡本委員のお話でございますが、漁港の事業の計画をつくるときには、特に漁業協同組合を通じて漁業者の皆様のご意見を、各事業主体は県とか市町村になりますけれども、よく聞いて計画をつくるように我々も県市町村にお願いをしておりますので、よく話を聞いているのではないかと思っておりますが、やはり組合長さんの意見で終わってしまったり、十分な全体の方の意見の集約にはなっていない面が中にはあるかと思えますけれども、しかしやはり非常に大事な話ですので、今後とも、各地区ごとの計画を改めるときなどには、地元の見意見を再度よく聞くように県、市町村にお願いをしたいと思っております。

小菅委員のお話で、1つは耐震化でございますが、これについてはご指摘のとおり、今回の大震災を踏まえて、これまで荷さばき所の前の岸壁はできるだけ耐震化するようにということをやってきましたけれども、きつかけがないとなかなかできない部分がありますので、今回を踏まえて、震災地は勿論、全国的にそういう話が出てくるのではないかと

思っております、改めて見直しながら耐震化というものを考えていくべきだなと思っております。

漁港が2900あって、それぞれの小さなところで陸揚げをしていたのでは、非効率であつて、もう少し集約して水揚げするようにしたらどうだというお話がありました。まさにその通りだと思っております、この産地市場と言いますか、できるだけもう少し大きくりにしている方がいいということで、我々は考えております。そう進めるようにお願いはしているところですが、一方、漁業者の立場になってみますと、身近なところには陸揚げがあるとか、漁業協同組合の重要な仕事であるとか、そういうこともあり、なかなか簡単に集約というのが進まないというのが現実であるかと思うんですが、今後是可以るだけ進めていって、そしてその集約のあったところについては衛生管理型のような高度な機能を持った荷さばき所、市場をつくらせていくことを更に進める必要があると思っております。

環境との調和についてはまさにご指摘のとおりでございますので、いろいろと具体的にご提案等をいただければありがたいと思っております。

鈴木委員のお話で、まず、漁港漁場整備事業、震災の起こる前からそうですけれども、このところ事業費は、公共事業の場合は長期的にかなり減ってきております。そしてまたこの1、2年特に大きく減っております、現在ではピーク時の3分の1ぐらいの予算というイメージになっております。したがって、事業を行う箇所についてはかなり重点化をして、箇所数も昔に比べますとぐっと減らして、重点化してやっておりますので、どこもここも実施できるという状況では全然なくなってきておりまして、特に重要などころだけ事業実施するという現在の状況になってきております。

そういう中で、地震、津波が起きまして、319の漁港が被害を受けたわけでありまして、これにどう対応するかということですから、水産庁の方では水産復興のマスタープランというのをつくりまして、まずは全国の船が利用する気仙沼であるとか、八戸、銚子、そういうところについては緊急的に船が入れるようにしようということを進めてきまして、もう既に気仙沼も6月のカツオに何とか間に合うようになってきております。

次に、地域の中核的な漁港については、これも年度内着手というのを目標にしながら、集約できる施設については周辺から持ってきて、台風時にも安全であるとか、あるいは先ほどの市場を統合するとか、可能であればそういうこともやりながら、中核の漁港をやつていく。一方、数多くある小規模な漁港といいますが、小さな漁港については、これもご指摘のとおり、地元からはすべて直してほしいということが原則出てくるのではないかなと思ひまして、これについては各県ともよく相談して、やはり必要最小限の整備は行おうと考えております。互れきを撤去するとか、岸壁が沈んでいるところはとりあえず漁船が着くところをつくらるとか、やはりその漁港に現に残っている船とか、これから動くであろう船の数、漁業勢力、それに合わせて必要なものは、最低限の整備はしていく必要があると思ひます。ただ、大規模に復旧していく、復興していくことについては、ご指摘

のとおり、これは拠点のなごころを中心になされていくのではないかなと思います。いずれにしても具体的には漁業者と地元の市町村、都道府県とよく話し合っていて、できるだけ効率に行うと思いますので、単純に従前のものを直すだけということではなくて、この際、よく関係者で話し合っていたらいい、効率のな復旧の在り方というものをやっていただけではないかなと思いますけれども、小さなところであつても、必要最小限のものをつくっていくというのも1つの考え方としてあるのではないかなと思つております。

近藤先生からお話のあつた、1つは漁港の存在価値として、地域の防災拠点のなごころの役割を果たすということについては、これは十分ではない面もあるかもしれない。昔から、漁港というのは島に1つしかなかったり、重要などころもありますので、そういうところが災害時にやられてしまったのでは、交通自体ができなくなつてしまうということで、地域防災計画の中に例えば漁港を位置付けて、耐震強化岸壁の整備とか、そういうものはやってきました。地震があつても船対に壊れない岸壁をつくっていくという話です。あるいは島の災害等では漁港がヘリポートになったり、仮設住宅の建設場所になったりとか、そういう役割も果たしておりますので、こういう面も今後、重要視していきたいと思つております。

民間活力の導入についてはなかなか難しいのですが、是非これを進めていきたいと思つておりますので、いろいろなアドバイス、ご意見をいただければありがたいと思つております。

○近藤分科会長 ありがとうございます。

新しい委員になつてから第1回目ということで、まだ私たちも十分にこの政策の課題について検討しておりませんので、次回以降、いただいた資料を熟読いたしまして、今後ともご発言していただければと思います。

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの話ですけれども、319の漁港が被災を受けて、8,000億ぐらいの被害だというお話がありました。それは各漁港の被害を積み上げた額がそうなんだと思うんですが、水産庁の方では年間にどのぐらいの金額をかけて、さつき言ったように、すべてを直すというわけではないにしても、何年以内に、ある程度水揚げに支障がないとか、漁港としての機能を保てるようにする計画なのでしょうか。

○宇賀神課長 まだそこまで明確にはやつておりませんが、これまで災害復旧といひますと、室長もおりますけれども、大体、被害報告額といひるのは、まず、つかみといひますか、概略でもつて報告が上がつていきますので、実際に直すときになると、事業費にするともう少し少ない額になることがこれまでの例ですけれども、それにしましても、かなりの大きな額になります。

災害復旧ですので、特に激甚災ということになりますと、国の持ち分はかなり高くはなります。99%とかにはなりませんけれども、それでもやはり地方の持ち分もあり、全体の額

が大きいですから、かなり地元の予算としてもすぐには直せないということですが、これまでは大体は3年ぐらいで直してきたわけですから、その3年間でできるかどうかはこれからやってみないとわからない部分があります。

やるときに、財政の状況も市町村の状況、県の状況があります。やはり県、町にしてみただ単純にそのまま直すということではなくて、できるだけ効率的に、順番についてもいろいろ考えながら、全体として有利になるように考えていくのではないかなと思っております。

現時点では、何年間で幾らで直すとはつきりまだ決めてはおりませんが、これまでのところだと、2、3年間で直してきているという実態があります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○近藤分科会長 よろしくございますか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようでしたら、以上で本日、当分科会に付託されました諮問案件につきまして終了いたします。

そのほか何かご連絡事項等がございましたら、事務局からお願いいたします。いかがでしょうか。

○宇賀神課長 それでは、次の分科会ですけれども、先ほどご説明しましたとおり、漁港漁場整備長期計画の検討のスケジュールでは、第2回目の分科会を11月上旬に計画の構成案を協議いただく予定になっておりますので、次回の漁港漁場整備分科会は11月上旬ごろに開催したいと思っております。

ただ、それ以前に行政不服審査請求等の事案が出てくる可能性もありますので、いずれにしても、次回の分科会の日程、今のところ11月上旬という目標ではありますけれども、事務局の方からまた開催の前にご連絡をさせていただきまして、日程調整をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○近藤分科会長 11月上旬の日程につきましては、また事務局から別途ご連絡いただくといいことになると思います。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了いたします。長時間の審議、ありがとうございました。